

承認第6号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和8年6月9日 提出

熊本県阿蘇郡西原村長 吉 井 誠

専第5号

令和8年度 西原村一般会計補正予算（第1号）

令和8年度西原村の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5, 200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6, 016, 495千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年4月1日 専決

熊本県阿蘇郡西原村長 吉井 誠

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
21. 諸収入		51,014	5,200	56,214
	4. 雑入	36,877	5,200	42,077
歳入	合計	6,011,295	5,200	6,016,495

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		1,090,321	2,289	1,092,610
	1. 総務管理費	885,985	2,289	888,274
13. 予備費		5,000	2,911	7,911
	1. 予備費	5,000	2,911	7,911
歳	出	合	計	
		6,011,295	5,200	6,016,495

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳 入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
21. 諸収入	51,014	5,200	56,214
歳 入 合 計	6,011,295	5,200	6,016,495

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 総務費	1,090,321	2,289	1,092,610	0	0	0	2,289
13. 予備費	5,000	2,911	7,911	0	0	0	2,911
歳 出 合 計	6,011,295	5,200	6,016,495	0	0	0	5,200

(歳 入)

(款) 21. 諸収入 (項) 4. 雑入

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 雑入	36,877	5,200	42,077	1. 雑入	5,200	災害派遣職員給与等負担金
計	36,877	5,200	42,077			

(歳出)

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	322,867	2,289	325,156	0	0	0	2,289	8. 旅費	1,200	災害支援関連普通旅費
								13. 使用料及び賃借料	1,089	災害支援関連賃借料
計	885,985	2,289	888,274	0	0	0	2,289			

(款) 13. 予備費 (項) 1. 予備費

1. 予備費	5,000	2,911	7,911	0	0	0	2,911			
計	5,000	2,911	7,911	0	0	0	2,911			